



鳥取県公報

令和 8 年 9 月 29 日（火）
第 9 8 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 鳥獣保護区の存続期間の更新（627）（鳥獣対策課） 2
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集（35） 2

告 示

鳥取県告示第627号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	区域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
千代川流域鳥獣保護区	鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道秋里吉方線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の千代橋東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、県道鳥取河原自転車道線に至り、同県道を南方に進み、国道53号に至り、同国道を南方に進み、県道袋河原八坂線に至り、同県道を南方に進み、円通寺橋を経て鳥取市西円通寺と鳥取市河原町布袋の境界に至り、同境界線を西方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、市道菖蒲16号線に至り、同市道を北方に進み、同県道に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取港線に至り、同県道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）で指定された特定外来生物については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

令和8年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年9月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 日時 令和8年10月1日（木） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
 - 選挙人名簿登録者総数について
 - その他